

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第4号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人情報取扱事務登録簿） 第3条 （略） 2 （略） (1)―(8) （略） (9) 個人情報が記録されている主な行政文書（次号に規定する個人情報ファイルを除く。）の名称及び当該行政文書に記載されている個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の有無 (10) 条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無並びに当該個人情報ファイルを有する場合にあっては、主な当該個人情報ファイルの名称及び当該個人情報ファイルに記録されている個人番号の有無 （個人情報開示請求書） 第4条 （略） 2 （略） (1)・(2) （略） (3) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下これらを「代理人」という。）が条例第11条第2項の規定により開示請求（同条第1項の規定による請求をいう。以下同じ。）をする場合にあっては、当該開示請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所、法定代理人又は本人の委任による代理人の別並びに未成年者又は成年被後見人の別（法定代理人が開示請求をする場合に限る。） 3 （略） （本人等の確認に必要な書類）	（個人情報取扱事務登録簿） 第3条 （略） 2 （略） (1)―(8) （略） (9) 個人情報が記録されている主な行政文書（次号に規定する個人情報ファイルを除く。）の名称 (10) 条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無及び当該個人情報ファイルを有する場合にあっては、主な当該個人情報ファイルの名称 （個人情報開示請求書） 第4条 （略） 2 （略） (1)・(2) （略） (3) 法定代理人が条例第11条第2項の規定により開示請求（同条第1項の規定による請求をいう。以下同じ。）をする場合にあっては、当該開示請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別 3 （略） （本人等の確認に必要な書類）

第5条 条例第16条第2項（条例第22条第6項、第26条第3項、第34条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。）に規定する本人又はその<u>代理人</u>であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1) （略） (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に<u>定める</u>書類及び戸籍抄本<u>その他の</u>法定代理人の資格を証明する書類として企業長が別に定める書類 (3) <u>本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める書類並びに本人の押印のある委任状、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書及び本人の委任による代理人の資格を証明する書類として企業長が別に定める書類</u> 2 条例第11条第2項の規定により開示請求をした<u>代理人</u>は、開示の前又は開示をしない旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を企業長（条例第20条第1項の規定による通知があった場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。 3 （略） （開示の実施等） 第12条 （略） (1)・(2) （略） (3) 当該個人情報に係る部分をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（<u>条例第2条第5号</u>に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をフロッピーディスク（日本工業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジをいう。以下同じ。）、光磁気ディスク（幅90ミリメートルの記憶容量230メガバイトのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量650メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したもの 2 （略） 3 （略） (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクの当該個人情報に係る部分を録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）<u>又は光ディスク</u>に複写したもの	第5条 条例第16条第2項（条例第22条第6項、第26条第3項、第34条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。）に規定する本人又はその<u>法定代理人</u>であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1) （略） (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に<u>掲げる</u>書類及び戸籍抄本<u>その他</u>法定代理人の資格を証明する書類として企業長が定める書類 2 条例第11条第2項の規定により開示請求をした<u>法定代理人</u>は、開示の前又は開示をしない旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を企業長（条例第20条第1項の規定による通知があった場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。 3 （略） （開示の実施等） 第12条 （略） (1)・(2) （略） (3) 当該個人情報に係る部分をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録（<u>条例第2条第4号</u>に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をフロッピーディスク（日本工業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジをいう。以下同じ。）、光磁気ディスク（幅90ミリメートルの記憶容量230メガバイトのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量650メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したもの 2 （略） 3 （略） (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクの当該個人情報に係る部分を録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したもの
--	--

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスク の当該個人情報に係る部分をビデオカ セットテープ（ブイエッチエス方式の 記録時間120分のものに限る。以下同 じ。）又は<u>光ディスク</u>に複写したもの (3) （略） 4 （略） 5 （略） (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該 録音テープ又は録音ディスクを録音カ セットテープその他これに類する物に 複写したものの当該個人情報に係る部 分を更に他の録音カセットテープ又は <u>光ディスク</u>に複写したもの (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスク をビデオカセットテープその他これに 類する物に複写したものの当該個人情 報に係る部分を更に他のビデオカセッ トテープ又は<u>光ディスク</u>に複写したも の (3) （略） 6 — 11 （略） （個人情報訂正請求書） 第14条 （略） 2 （略） (1)・(2) （略） (3) <u>代理人</u>が条例第24条第3項において 準用する条例第11条第2項の規定によ り訂正請求（条例第24条第1項の規定 による請求をいう。以下同じ。）をす る場合にあっては、当該訂正請求に係 る個人情報の本人の氏名及び住所又は 居所、<u>法定代理人又は本人の委任によ る代理人の別並びに未成年者又は成年 被後見人の別（法定代理人が訂正請求 をする場合に限る。）</u> 3 第5条第2項及び第3項の規定は、<u>代 理人</u>が訂正請求をした場合について準用 する。 （個人情報利用停止請求書） 第20条 （略） 2 （略） (1)・(2) （略） (3) <u>代理人</u>が条例第32条第3項において 準用する条例第11条第2項の規定によ り利用停止請求（条例第32条第2項に 規定する利用停止請求をいう。以下同 じ。）をする場合にあっては、当該利 用停止請求に係る個人情報の本人の氏 名及び住所若しくは居所、<u>法定代理人 又は本人の委任による代理人の別並び に未成年者又は成年被後見人の別（法 定代理人が利用停止請求をする場合 に限る。）</u>	(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスク の当該個人情報に係る部分をビデオカ セットテープ（ブイエッチエス方式の 記録時間120分のものに限る。以下同 じ。）に複写したもの (3) （略） 4 （略） 5 （略） (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該 録音テープ又は録音ディスクを録音カ セットテープその他これに類する物に 複写したものの当該個人情報に係る部 分を更に他の録音カセットテープに複 写したもの (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスク をビデオカセットテープその他これに 類する物に複写したものの当該個人情 報に係る部分を更に他のビデオカセッ トテープに複写したもの (3) （略） 6 — 11 （略） （個人情報訂正請求書） 第14条 （略） 2 （略） (1)・(2) （略） (3) <u>法定代理人</u>が条例第24条第3項にお いて準用する条例第11条第2項の規定 による訂正請求（条例第24条第1項の 規定による請求をいう。以下同じ。） をする場合にあっては、当該訂正請求 に係る個人情報の本人の氏名及び住所 又は居所並びに未成年者又は成年被 後見人の別 3 第5条第2項及び第3項の規定は、<u>法 定代理人</u>が訂正請求をした場合について 準用する。 （個人情報利用停止請求書） 第20条 （略） 2 （略） (1)・(2) （略） (3) <u>法定代理人</u>が条例第32条第3項にお いて準用する条例第11条第2項の規定 により利用停止請求（条例第32条第2 項に規定する利用停止請求をいう。以 下同じ。）をする場合にあっては、当 該利用停止請求に係る個人情報の本人 の氏名及び住所若しくは居所並びに未 成年者又は成年被後見人の別
---	---

3 第5条第2項及び第3項の規定は、<u>代理人</u>が利用停止請求をした場合について準用する。 (個人情報取扱是正申出書) 第25条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>代理人</u>が条例第38条第2項において準用する条例第11条第2項の規定により是正の申出(条例第38条第1項の規定による申出をいう。以下同じ。)をする場合にあっては、当該是正の申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所、<u>法定代理人又は本人の委任による代理人の別並びに未成年者又は成年被後見人の別(法定代理人が是正の申出をする場合に限る。)</u> 3 第5条第2項及び第3項の規定は、<u>代理人</u>が是正の申出をした場合について準用する。 (意見書等の閲覧等の申出) 第30条 (略) 2 (略) 3 審議会は、前項の規定により閲覧等の諾否を決定する場合において、当該閲覧等に係る意見書等に第三者(国、独立行政法人等(条例第2条第6号に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人及び第1項の規定により提出資料閲覧等請求書を提出したもの以外のものをいう。以下同じ。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。 4 (略) (運用状況の公表) 第32条 条例第54条の規定による運用状況の公表は、<u>インターネットの利用その他の適切な方法</u>により行う。	3 第5条第2項及び第3項の規定は、<u>法定代理人</u>が利用停止請求をした場合について準用する。 (個人情報取扱是正申出書) 第25条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>法定代理人</u>が条例第38条第2項において準用する条例第11条第2項の規定により是正の申出(条例第38条第1項の規定による申出をいう。以下同じ。)をする場合にあっては、当該是正の申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別 3 第5条第2項及び第3項の規定は、<u>法定代理人</u>が是正の申出をした場合について準用する。 (意見書等の閲覧等の申出) 第30条 (略) 2 (略) 3 審議会は、前項の規定により閲覧等の諾否を決定する場合において、当該閲覧等に係る意見書等に第三者(国、独立行政法人等(条例第2条第5号に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人及び第1項の規定により提出資料閲覧等請求書を提出したもの以外のものをいう。以下同じ。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。 4 (略) (運用状況の公表) 第32条 条例第54条の規定による運用状況の公表は、<u>大阪広域水道企業団公報</u>により行う。
--	--

第2条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則様式の一部を別紙のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている請求書その他の書類は、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護

条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。

- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

(別紙)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																
様式第1号（第3条関係）	様式第1号（第3条関係）																																																																																																																																
<table><thead><tr><th colspan="4">個人情報取扱事務登録簿</th></tr><tr><th colspan="4">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">個人情報 の 記 録 項 目</td><td colspan="2">基本的事項</td><td rowspan="10">(略)</td></tr><tr><td colspan="2">☐氏名</td></tr><tr><td colspan="2">☐識別番号等 (個人番号を除く。)</td></tr><tr><td colspan="2">☐個人番号</td></tr><tr><td colspan="2">☐性別</td></tr><tr><td colspan="2">☐生年月日・年齢</td></tr><tr><td colspan="2">☐住所</td></tr><tr><td colspan="2">☐電話番号</td></tr><tr><td colspan="2">☐本籍・国籍</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>個人情報の 目的外利 用・提供の 有無</td><td colspan="3">☐無 ☐有 条例上の根拠： ☐ 条例第7条第2項第 号該当 ☐ 条例第7条の2第2項該当 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 他の実施機関 ☐ 民間・私人 () </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">個人情報が記録されている主な行政文書（条例第57条に規定する個人情報ファイルを除く。）の名称及び当該行政文書に記載されている個人番号の有無</td><td>(略)</td></tr><tr><td>1</td><td>(個人番号 ☐無 ☐有)</td><td>3</td><td>(個人番号 ☐無 ☐有)</td></tr><tr><td>2</td><td>(個人番号 ☐無 ☐有)</td><td>4</td><td>(個人番号 ☐無 ☐有)</td></tr><tr><td colspan="4">条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無並びに主なものの名称及び当該個人情報ファイルに記録されている個人番号の有無</td></tr><tr><td rowspan="2">☐無 ☐有</td><td>1</td><td colspan="2">(個人番号 ☐無 ☐有)</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">(個人番号 ☐無 ☐有)</td></tr></tbody></table>	個人情報取扱事務登録簿				(略)				個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項		(略)	☐ 氏名		☐ 識別番号等 (個人番号を除く。)		☐ 個人番号		☐ 性別		☐ 生年月日・年齢		☐ 住所		☐ 電話番号		☐ 本籍・国籍		☐ その他		(略)		(略)		個人情報の 目的外利 用・提供の 有無	☐ 無 ☐ 有 条例上の根拠： ☐ 条例第7条第2項第 号該当 ☐ 条例第7条の2第2項該当 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 他の実施機関 ☐ 民間・私人 ()			(略)		(略)		個人情報が記録されている主な行政文書（条例第57条に規定する個人情報ファイルを除く。）の名称及び当該行政文書に記載されている個人番号の有無			(略)	1	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)	3	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)	2	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)	4	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)	条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無並びに主なものの名称及び当該個人情報ファイルに記録されている個人番号の有無				☐ 無 ☐ 有	1	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)		2	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)		<table><thead><tr><th colspan="4">個人情報取扱事務登録簿</th></tr><tr><th colspan="4">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">個人情報 の 記 録 項 目</td><td colspan="2">基本的事項</td><td rowspan="10">(略)</td></tr><tr><td colspan="2">☐氏名</td></tr><tr><td colspan="2">☐識別番号等</td></tr><tr><td colspan="2">☐性別</td></tr><tr><td colspan="2">☐生年月日・年齢</td></tr><tr><td colspan="2">☐住所</td></tr><tr><td colspan="2">☐電話番号</td></tr><tr><td colspan="2">☐本籍・国籍</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>個人情報の 目的外利 用・提供の 有無</td><td colspan="3">☐無 ☐有 条例上の根拠： 条例第7条第1項第 号該当 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 他の実施機関 ☐ 民間・私人 () </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="3">個人情報が記録されている主な行政文書の名称 (条例第57条に規定する個人情報ファイルを除く。)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>1</td><td></td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td>4</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無及び主なものの名称</td></tr><tr><td rowspan="2">☐無 ☐有</td><td>1</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table>	個人情報取扱事務登録簿				(略)				個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項		(略)	☐ 氏名		☐ 識別番号等		☐ 性別		☐ 生年月日・年齢		☐ 住所		☐ 電話番号		☐ 本籍・国籍		☐ その他		(略)		(略)		個人情報の 目的外利 用・提供の 有無	☐ 無 ☐ 有 条例上の根拠： 条例第7条第1項第 号該当 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 他の実施機関 ☐ 民間・私人 ()			(略)		(略)		個人情報が記録されている主な行政文書の名称 (条例第57条に規定する個人情報ファイルを除く。)			(略)	1		3		2		4		条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無及び主なものの名称				☐ 無 ☐ 有	1			2		
個人情報取扱事務登録簿																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																	
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項		(略)																																																																																																																														
	☐ 氏名																																																																																																																																
	☐ 識別番号等 (個人番号を除く。)																																																																																																																																
	☐ 個人番号																																																																																																																																
	☐ 性別																																																																																																																																
	☐ 生年月日・年齢																																																																																																																																
	☐ 住所																																																																																																																																
	☐ 電話番号																																																																																																																																
	☐ 本籍・国籍																																																																																																																																
	☐ その他																																																																																																																																
(略)		(略)																																																																																																																															
個人情報の 目的外利 用・提供の 有無	☐ 無 ☐ 有 条例上の根拠： ☐ 条例第7条第2項第 号該当 ☐ 条例第7条の2第2項該当 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 他の実施機関 ☐ 民間・私人 ()																																																																																																																																
(略)		(略)																																																																																																																															
個人情報が記録されている主な行政文書（条例第57条に規定する個人情報ファイルを除く。）の名称及び当該行政文書に記載されている個人番号の有無			(略)																																																																																																																														
1	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)	3	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)																																																																																																																														
2	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)	4	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)																																																																																																																														
条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無並びに主なものの名称及び当該個人情報ファイルに記録されている個人番号の有無																																																																																																																																	
☐ 無 ☐ 有	1	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)																																																																																																																															
	2	(個人番号 ☐ 無 ☐ 有)																																																																																																																															
個人情報取扱事務登録簿																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																	
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項		(略)																																																																																																																														
	☐ 氏名																																																																																																																																
	☐ 識別番号等																																																																																																																																
	☐ 性別																																																																																																																																
	☐ 生年月日・年齢																																																																																																																																
	☐ 住所																																																																																																																																
	☐ 電話番号																																																																																																																																
	☐ 本籍・国籍																																																																																																																																
	☐ その他																																																																																																																																
	(略)			(略)																																																																																																																													
個人情報の 目的外利 用・提供の 有無	☐ 無 ☐ 有 条例上の根拠： 条例第7条第1項第 号該当 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ☐ 他の実施機関 ☐ 民間・私人 ()																																																																																																																																
(略)		(略)																																																																																																																															
個人情報が記録されている主な行政文書の名称 (条例第57条に規定する個人情報ファイルを除く。)			(略)																																																																																																																														
1		3																																																																																																																															
2		4																																																																																																																															
条例第57条に規定する個人情報ファイルの有無及び主なものの名称																																																																																																																																	
☐ 無 ☐ 有	1																																																																																																																																
	2																																																																																																																																

様式第2号その1（第4条関係）

(本人又は法定代理人請求用)

個人情報開示請求書

(略)

本人の未成年者又は成年被後見人の別	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人
(略)	(略)

(略)

本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(3) 法定代理人の資格の証明（ ）
(略)	(略)

注：

- 1・2 (略)
- 3 写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。
費用の額は、係員にお問合せください。
- 4 電磁的記録の開示は、閲覧又は写しの交付に準ずる方法により行います。
詳しくは、係員にお問合せください。
- 5 (略)
- 6 請求の際には、本人等であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 7 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る注6の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。
- 8 事案の移送の可否は、この開示請求の事案を大阪広域水道企業団個人情報保護条例第20条第1項の規定により他の実施機関に移送することについての、あなたの開示請求の御趣旨をお聴きするものです。
詳しくは係員にお問合せください。
- 9 (略)

様式第2号（第4条関係）

個人情報開示請求書

(略)

本人の未成年者又は成年被後見人の別	<u>1</u> 未成年者 <u>2</u> 成年被後見人
(略)	(略)

(略)

本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(略)
(略)	(略)

注：1 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

- 2・3 (略)
- 4 写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。
費用の額は、係員にお問い合わせください。
- 5 電磁的記録の開示は、閲覧又は写しの交付に準ずる方法により行います。
詳しくは、係員にお問い合わせください。
- 6 (略)
- 7 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 8 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る注7の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。
- 9 事案の移送の可否は、この開示請求の事案を大阪広域水道企業団個人情報保護条例第20条第1項の規定により他の実施機関に移送することについての、あなたの開示請求の御趣旨をお聴きするものです。
- 10 (略)

様式第 2 号の次に次の様式を加える。

様式第 2 号その 2（第 4 条関係）

（特定個人情報に係る本人の委任による代理人請求用）

個人情報開示請求書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

本人の委任 による代理 人	住所又は居所	(郵便番号)	
	ふりがな 氏 名		
	連絡先（電話番号）		

大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報（特定個人情報に限る。）の開示を請求します。

請求に係る個人情報（特定個人情報に限る。）の内容	
個人情報（特定個人情報に限る。）を特定するために必要となる事項(例えば申請書を提出した場合は、申請書の提出年月日等)	
※希望する開示の実施方法	1 開示の実施方法 ☐ 閲覧（視聴及び聴取を含む。）のみを希望する。 ☐ 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 ☐ 全部の写しの交付を希望する。 2 閲覧（視聴及び聴取を含む。）の方法 ☐ 用紙による ☐ 専用機器による 3 写しの交付の方法 ☐ 用紙 ☐ 録音カセットテープ ☐ ビデオカセットテープ ☐ フロッピーディスク ☐ MO ☐ C D－R
※希望する開示の実施の日時	年 月 日 午前（午後） 時 分から午前（午後） 時 分までの間
事案の移送の可否	☐ 可 ☐ 不 可

本人の氏名及び住所又は居所	ふりがな 氏 名		
	住所又は居所	(郵便番号)	
	連絡先（電話番号）		

委任状	
(代理人)	
住所	
氏名	
私は、上記の者を代理人と定め、この請求書に係る個人情報（特定個人情報に限る。）の開示に関する権限を委任します。	
年 月 日	
(本人)	
住所	
氏名	印

次の欄は記入する必要がありません。

本人等確認書類	(1) 本人の委任による代理人（運転免許証・旅券・その他（ ）） (2) 本人の委任状及び印鑑登録証明書
担当課	(電話番号 (内線))
備考	

- 注：1 特定個人情報に限り、本人の委任による代理人が開示請求を行うことができます。
- 2 ※のある欄は、希望する場合のみ記入してください。□のある欄は、該当する□にレ印を付してください。
- 3 請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
- 4 写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。
費用の額は、係員にお問合せください。
- 5 電磁的記録の開示は、閲覧又は写しの交付に準ずる方法により行います。
詳しくは、係員にお問合せください。
- 6 希望する開示の実施の日は、担当課等と調整の上、記入してください。
- 7 請求の際には、本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 8 請求者が本人の委任による代理人であることを証明するために、本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出し、又は提示してください。委任状にはこの請求書に係る個人情報の開示に関する権限を委任する旨を明記してください。また、この請求書の委任状欄に記入し、本人が押印することにより委任状に代えることができますが、その場合も、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出し、又は提示してください。
- 9 事案の移送の可否は、この開示請求の事案を大阪広域水道企業団個人情報保護条例第20条第1項の規定により他の実施機関に移送することについての、あなたの開示請求の御趣旨をお聴きするものです。
詳しくは係員にお問合せください。
- 10 開示に関する連絡は、今後、担当課が行います。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第4号（第7条関係） 個人情報開示決定通知書 （略） 注：1・2 （略） 3 開示の日時の記載がある場合で、当該日時に支障のある場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。 4・5 （略） <u>6 代理人が開示の前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を企業長に届け出てください。</u> <u>7 代理人が開示を受ける場合には、代理人に係る注5の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。</u> （略）	様式第4号（第7条関係） 個人情報開示決定通知書 （略） 注：1・2 （略） 3 開示の日時の記載がある場合で、当該日時に支障のある場合は、あらかじめ担当課に連絡して下さい。 4・5 （略） <u>6 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る注5の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。</u> （略）
様式第5号（第7条関係） 個人情報部分開示決定通知書 （略） 注：1－6 （略） <u>7 代理人が開示の前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を企業長に届け出てください。</u> <u>8 代理人が開示を受ける場合には、代理人に係る注6の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。</u> （略）	様式第5号（第7条関係） 個人情報部分開示決定通知書 （略） 注：1－6 （略） <u>7 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る注6の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。</u> （略）
様式第12号その1（第11条関係） 第三者意見書提出機会通知書 （略） あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について、次のとおり、大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第1項又は第2項の規定による個人情報の開示請求がなされています。 つきましては、同条例第21条第1項の規定に基づき、あなた（貴団体）は意見を書面により提出することができますので、御意見があれば、別紙「開示請求に係る意見書」により、提出してください。 （略） 別紙 （略）	様式第12号（第11条関係） 第三者意見書提出機会通知書 （略） あなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報について、次のとおり、大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第1項又は第2項の規定による個人情報の開示請求がなされています。 つきましては、同条例第21条第1項の規定に基づき、あなた（貴団体）は意見を書面により提出することができますので、<u>ご意見があれば、別紙「開示請求に係る意見書」により、ご提出ください。</u> （略） 別紙 （略）

様式第12号その 2（第11条関係）

第三者意見書提出機会通知書
(略)

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について、次のとおり、大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第 1 項又は第 2 項の規定による個人情報の開示請求がなされています。

つきましては、同条例第21条第 2 項の規定に基づき、あなた（貴団体）は意見を書面により提出することができますので、御意見があれば、別紙「開示請求に係る意見書」により、提出してください。

(略)

別紙 (略)

様式第13号その 1（第11条関係）

様式第13号その 2（第11条関係）

様式第14号（第12条関係）

個人情報開示実施方法等申出書
(略)

注： 1－6 (略)

7 代理人が開示の前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を企業長に届け出てください。

8 代理人が開示を受ける場合には、代理人に係る注 6 の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。

様式第15号その 1（第14条関係）

(本人又は法定代理人請求用)

個人情報訂正請求書
(略)

本人の未成年者又は成年被後見人の別	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人
(略)	(略)

(略)

本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(3) 法定代理人の資格の証明（ ）
(略)	(略)

様式第12号の 2（第11条関係）

第三者意見書提出機会通知書
(略)

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について、次のとおり、大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第 1 項又は第 2 項の規定による個人情報の開示請求がなされています。

つきましては、同条例第21条第 2 項の規定に基づき、あなた（貴団体）は意見を書面により提出することができますので、ご意見があれば、別紙「開示請求に係る意見書」により、ご提出ください。

(略)

別紙 (略)

様式第13号（第11条関係）

様式第13号の 2（第11条関係）

様式第14号（第12条関係）

個人情報開示実施方法等申出書
(略)

注： 1－6 (略)

7 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る注 6 の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。

様式第15号（第14条関係）

個人情報訂正請求書
(略)

本人の未成年者又は成年被後見人の別	1 未成年者 2 成年被後見人
(略)	(略)

(略)

本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））
	(略)
(略)	(略)

注：1 ☐のある欄は、該当する☐にレ印を付してください。

2－4 （略）

5 請求の際には、本人等であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

6 （略）

7 事案の移送の可否は、この訂正請求の事案を大阪広域水道企業団個人情報保護条例第30条第1項の規定により他の実施機関に移送することについての、あなたの訂正請求の御趣旨をお聴きするものです。

詳しくは係員にお問合せください。

8 （略）

注：1 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2－4 （略）

5 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

6 （略）

7 事案の移送の可否は、この訂正請求の事案を大阪広域水道企業団個人情報保護条例第30条第1項の規定により他の実施機関に移送することについての、あなたの訂正請求のご趣旨をお聴きするものです。

詳しくは係員にお問い合わせください。

8 （略）

様式第15号の次に次の様式を加える。

様式第15号その2（第14条関係）

（特定個人情報に係る本人の委任による代理人請求用）

個人情報訂正請求書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

本人の委任 による代理 人	住所又は居所	(郵便番号)	
	ふりがな 氏 名		
	連絡先（電話番号）		

大阪広域水道企業団個人情報保護条例第24条第3項において準用する同条例第11条第2項の規定により、次のとおり個人情報（特定個人情報に限る。）の訂正を請求します。

請求に係る個人情報（特定個人情報に限る。）の内容		
個人情報（特定個人情報に限る。）を特定するために必要となる事項（例えば申請書を提出した場合は、申請書の提出年月日等）		
訂正を求める箇所		
訂正を求める内容	訂正前	
	訂正後	
事案の移送の可否		☐ 可 ☐ 不 可

本人の氏名及び住所又は居所	ふりがな 氏 名		
	住所又は居所	(郵便番号)	
	連絡先 (電話番号)		

委任状	
(代理人) 住所 氏名 私は、上記の者を代理人と定め、この請求書に係る個人情報（特定個人情報に限る。）の訂正に関する権限を委任します。 年 月 日	
(本人) 住所 氏名	印

次の欄は記入する必要がありません。

本人等確認書類	(1) 本人の委任による代理人（運転免許証・旅券・その他 ()) (2) 本人の委任状及び印鑑登録証明書
担当課	(電話番号 (内線))
備考	

- 注： 1 特定個人情報に限り、本人の委任による代理人が訂正請求を行うことができます。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を付してください。
3 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
4 請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
5 請求の際には、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書を持参してください。
6 請求の際には、本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
7 請求者が本人の委任による代理人であることを証明するために、本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を、提出し、又は提示してください。委任状には、この請求書に係る個人情報の訂正に関する権限を委任する旨を明記してください。また、この請求書の委任状欄に記入し、本人が押印することにより委任状に代えることができますが、その場合も、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出し、又は提示してください。
8 事案の移送の可否は、この訂正請求の事案を大阪広域水道企業団個人情報保護条例第30条第 1 項の規定により他の実施機関に移送することについての、あなたの訂正請求の御趣旨をお聴きするものです。
詳しくは係員にお問合せください。
9 訂正に関する連絡は、今後、担当課が行います。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
様式第25号その1（第20条関係） （本人又は法定代理人請求用） 個人情報利用停止請求書 （略）<table><tr><td>本人の未成年者又は成年被後見人の別</td><td>☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）<table><tr><td rowspan="3">本人等確認書類</td><td>(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>(3) 法定代理人の資格の証明（ ）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 注：1 <u>□のある欄は、該当する□にレ印を付してください。</u> 2・3 （略） 4 請求の際には、<u>本人等</u>であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。 5・6 （略）	本人の未成年者又は成年被後見人の別	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人	（略）	（略）	本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））	(3) 法定代理人の資格の証明（ ）	（略）	（略）	様式第25号（第20条関係） 個人情報利用停止請求書 （略）<table><tr><td>本人の未成年者又は成年被後見人の別</td><td><u>1</u> 未成年者 <u>2</u> 成年被後見人</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）<table><tr><td rowspan="3">本人等確認書類</td><td>(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 注：1 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。 2・3 （略） 4 請求の際には、<u>本人</u>であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。 5・6 （略）	本人の未成年者又は成年被後見人の別	<u>1</u> 未成年者 <u>2</u> 成年被後見人	（略）	（略）	本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））	（略）	（略）	（略）
本人の未成年者又は成年被後見人の別	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人																				
（略）	（略）																				
本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））																				
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））																				
	(3) 法定代理人の資格の証明（ ）																				
（略）	（略）																				
本人の未成年者又は成年被後見人の別	<u>1</u> 未成年者 <u>2</u> 成年被後見人																				
（略）	（略）																				
本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））																				
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））																				
	（略）																				
（略）	（略）																				

様式第25号の次に次の様式を加える。
様式第25号その 2 （第20条関係）

(特定個人情報に係る本人の委任による代理人請求用)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

本人の委任 による代理 人	住所又は居所	(郵便番号)	
	ふりがな 氏 名		
	連絡先 (電話番号)		

大阪広域水道企業団個人情報保護条例第32条第 3 項において準用する同条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報（特定個人情報に限る。）の利用停止を請求します。

請求に係る個人情報（特定個人情報に限る。）の内容	
個人情報（特定個人情報に限る。）を特定するために必要となる事項	
利用停止を求める箇所	
利用停止の趣旨	利用の停止・消去・提供の停止
利用停止を求める理由	

本人の氏名及び住所又は居所	ふりがな 氏 名		
	住所又は居所	(郵便番号)	
	連絡先 (電話番号)		

委任状	
(代理人)	
住所	
氏名	
私は、上記の者を代理人と定め、この請求書に係る個人情報（特定個人情報に限る。）の利用停止に関する権限を委任します。	
年 月 日	
(本人)	
住所	
氏名	印

次の欄は記入する必要がありません。

本人等確認書類	(1) 本人の委任による代理人（運転免許証・旅券・その他（ ）） (2) 本人の委任状及び印鑑登録証明書
担当課	(電話番号 (内線))
備考	

- 注： 1 特定個人情報に限り、本人の委任による代理人が利用停止請求を行うことができます。
- 2 請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書をお持ちの方は、請求の際に提示してください。
- 4 請求の際には、本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 請求者が本人の委任による代理人であることを証明するために、本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を、提出し、又は提示してください。委任状には、この請求書に係る個人情報の利用停止に関する権限を委任する旨を明記してください。また、この請求書の委任状欄に記入し、本人が押印することにより委任状に代えることができますが、その場合も、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出し、又は提示してください。
- 6 利用停止に関する連絡は、今後、担当課が行います。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
様式第34号その1（第25条関係） （本人又は法定代理人申出用） 個人情報取扱是正申出書 （略） <table border="1"><tr><td>本人の未成年者又は成年被後見人の別</td><td>☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （略） <table border="1"><tr><td rowspan="4">本人等確認書類</td><td>(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>(3) 法定代理人の資格の証明（ ）</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> 注：1 ☐のある欄は、該当する☐にレ印を付してください。 2・3 （略） 4 申出の際には、<u>本人等</u>であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。 5・6 （略）	本人の未成年者又は成年被後見人の別	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人	（略）	（略）	本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））	(3) 法定代理人の資格の証明（ ）	（略）	様式第34号（第25条関係） 個人情報取扱是正申出書 （略） <table border="1"><tr><td>本人の未成年者又は成年被後見人の別</td><td><u>1</u> 未成年者 <u>2</u> 成年被後見人</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （略） <table border="1"><tr><td rowspan="4">本人等確認書類</td><td>(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> 注：1 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。 2・3 （略） 4 申出の際には、<u>本人</u>であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。 5・6 （略）	本人の未成年者又は成年被後見人の別	<u>1</u> 未成年者 <u>2</u> 成年被後見人	（略）	（略）	本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））	（略）	（略）
本人の未成年者又は成年被後見人の別	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人																		
（略）	（略）																		
本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））																		
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））																		
	(3) 法定代理人の資格の証明（ ）																		
	（略）																		
本人の未成年者又は成年被後見人の別	<u>1</u> 未成年者 <u>2</u> 成年被後見人																		
（略）	（略）																		
本人等確認書類	(1) 本人（運転免許証・旅券・その他（ ））																		
	(2) 法定代理人（運転免許証・旅券・その他（ ））																		
	（略）																		
	（略）																		

様式第34号の次に次の様式を加える。
様式第34号その 2 （第25条関係）

			(特定個人情報に係る本人の委任による代理人申出用)	
個人情報取扱是正申出書				
大阪広域水道企業団企業長 様				
本人の委任 による代理 人	住所又は居所	(郵便番号)		
	ふりがな 氏 名			
	連絡先（電話番号）			
大阪広域水道企業団個人情報保護条例第38条第 2 項において準用する同条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報（特定個人情報に限る。）の取扱いの是正を申し出ます。				
是正の申出に係る個人情報（特定個人情報に限る。）及びその取扱いの内容				
個人情報（特定個人情報に限る。）を特定するために必要となる事項(例えば申請書を提出した場合は、申請書の提出年月日等)				
是正を求める内容				
本人の氏名及び住所又は居所	ふりがな 氏 名			
	住所又は居所	(郵便番号)		
	連絡先（電話番号）			

委任状	
(代理人)	
住所	
氏名	
私は、上記の者を代理人と定め、この申出書に係る個人情報（特定個人情報に限る。）の取扱いの是正に関する権限を委任します。	
年 月 日	
(本人)	
住所	
氏名	印

次の欄は記入する必要がありません。

本人等確認書類	(1) 本人の委任による代理人（運転免許証・旅券・その他（ ）） (2) 本人の委任状及び印鑑登録証明書
担当課	(電話番号 (内線))
備考	

- 注： 1 特定個人情報に限り、本人の委任による代理人が取扱いの是正を申し出ることができます。
- 2 申出に係る個人情報の内容及びその取扱いの内容（収集・利用・提供等）については、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
- 4 個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書をお持ちの方は、申出の際に提示してください。
- 5 申出の際には、本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 6 申出者が本人の委任による代理人であることを証明するために、本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を、提出し、又は提示してください。委任状には、この申出書に係る個人情報の取扱いの是正に関する権限を委任する旨を明記してください。また、この申出書の委任状欄に記入し、本人が押印することにより委任状に代えることができますが、その場合も、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出し、又は提示してください。
- 6 是正の申出に関する連絡は、今後、担当課が行います。